

海上輸送の安全に関わる情報
(令和6年度)

国土交通省海事局

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の3」及び「内航海運業法第21条」に基づき、令和6年度の輸送の安全に関わる情報を公表するものです。

事業者の安全に係る事項の透明性を向上させ、事業者の「輸送の安全の確保」に対する意識を高め、海上輸送の安全の確保を図ることを目的としております。

目 次

1	事故及び運航管理監査の状況	
(1)	船舶事故の発生状況	1
(2)	船種別事故の発生状況	2
(3)	運航管理監査の実施状況	4
2	安全確保命令等に係る事項	6
3	行政指導に係る事項	25

1 事故及び運航管理監査の状況

(1) 船舶事故の発生状況

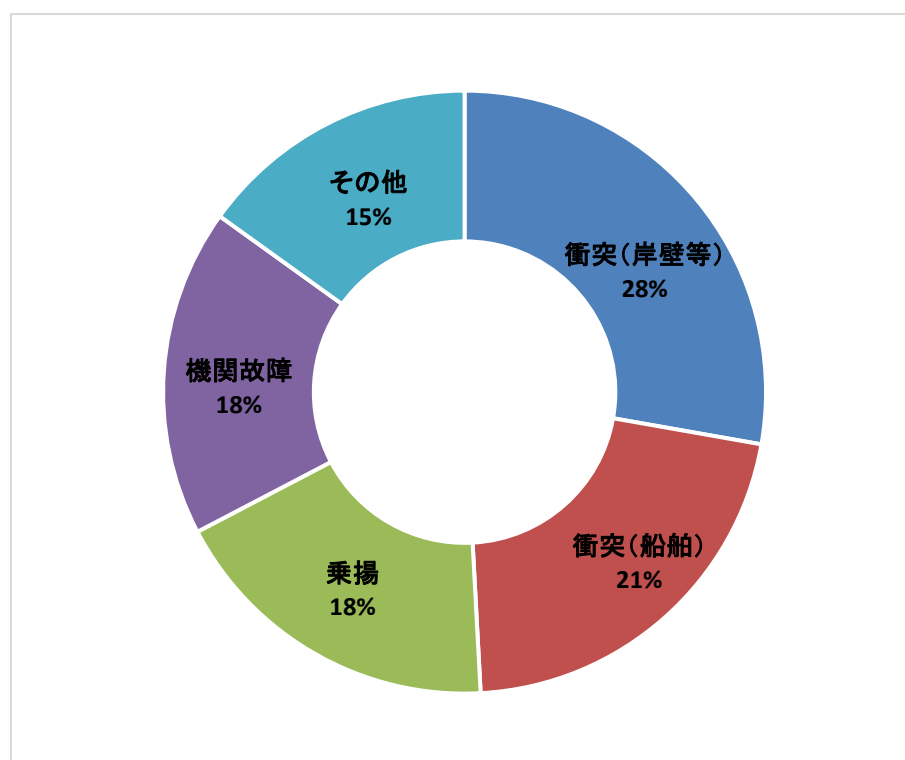
令和6年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故の発生件数は、対前年度比23件（約15%）増の180件となりました。

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）では、「衝突（岸壁等）」が全体の約28%を占めており、以下、「衝突（船舶）」が約21%、「乗揚」及び「機関故障」がそれぞれ約18%となっています。

（件）

事故種類別	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	3年間の 合計
衝突(岸壁等)	37	41	58	136
衝突(船舶)	43	20	42	105
乗揚	30	35	24	89
機関故障	21	35	30	86
油流出	11	1	8	20
浸水	1	9	5	15
火災	3	5	1	9
漂流	0	2	5	7
沈没	3	1	1	5
その他	4	8	6	18
合計	153	157	180	490

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(2) 船種別事故の発生状況

① 旅客船

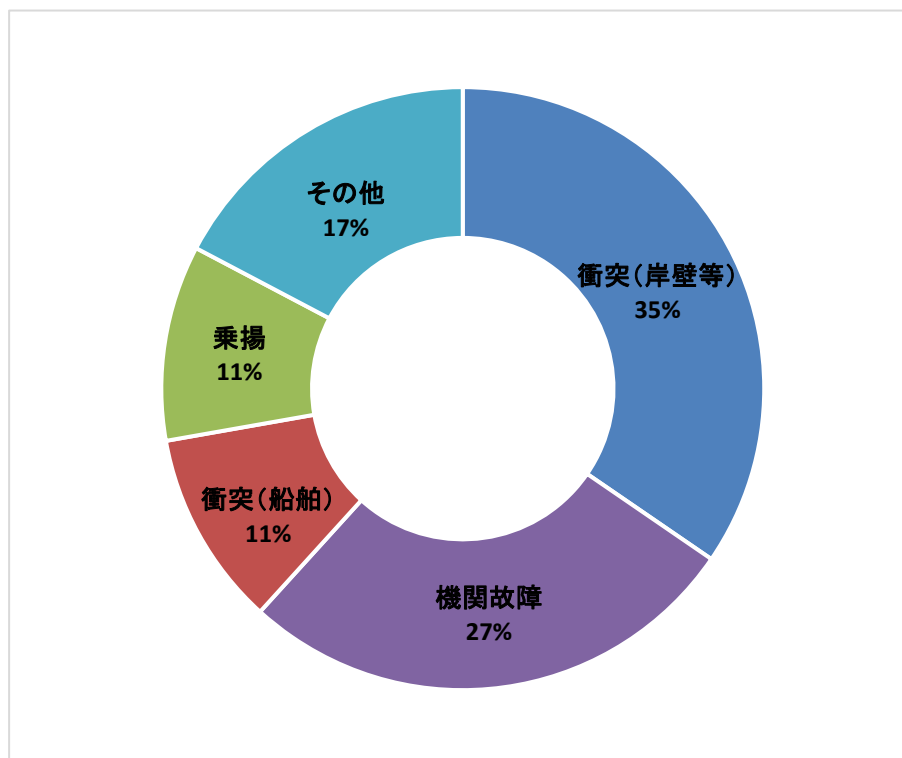
令和6年度の旅客船の事故の発生件数は、対前年度比34件(約38%)減の55件となりました。

事故種類別の割合(直近過去3ヶ年平均)をみると、「衝突(岸壁等)」が約35%、「機関故障」が約27%、「乗揚」及び「衝突(船舶)」がそれぞれ約11%となっています。

(件)

事故種類別	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	3年間の 合計
衝突(岸壁等)	16	28	22	66
機関故障	11	29	12	52
乗揚	7	11	2	20
衝突(船舶)	6	6	8	20
浸水	1	6	4	11
火災	2	2	0	4
漂流	0	1	1	2
油流出	1	0	2	3
沈没	1	0	0	1
その他	2	6	4	12
合計	47	89	55	191

旅客船の事故種類別の割合(直近過去3ヶ年平均)



② 貨物船

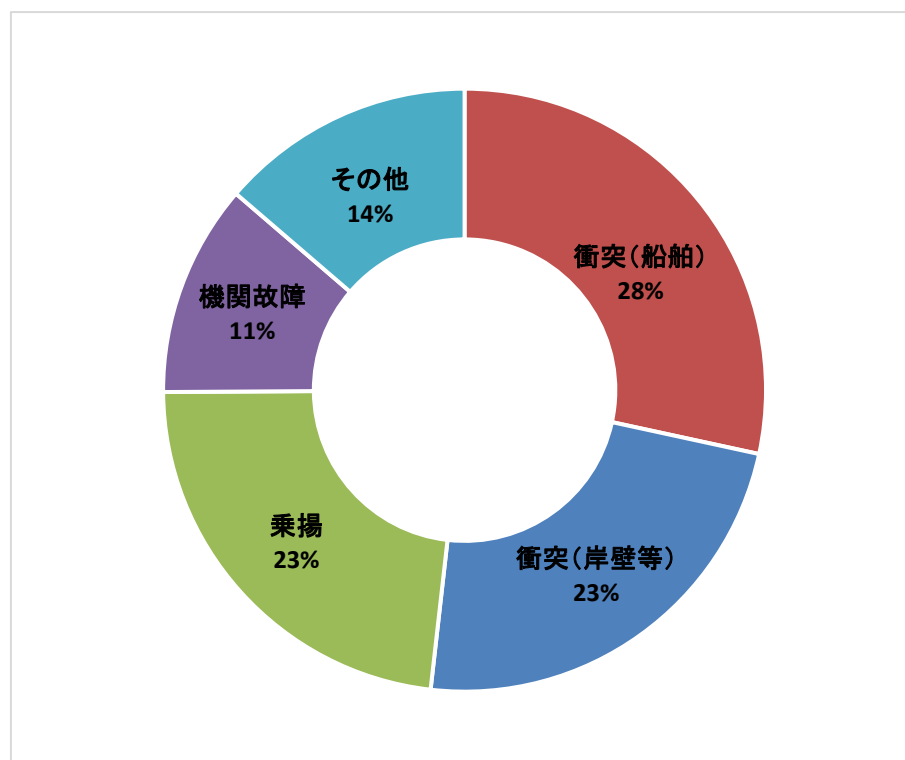
令和6年度の貨物船の事故の発生件数は、対前年度比57件（約84％）増の125件となりました。

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「衝突（船舶）」が約28％、「衝突（岸壁等）」及び「乗揚」がそれぞれ約23％、「機関故障」が約11％を占めています。

（件）

事故種類別	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	3年間の 合計
衝突（船舶）	37	14	34	85
衝突（岸壁等）	21	13	36	70
乗揚	23	24	22	69
機関故障	10	6	18	34
油流出	10	1	6	17
火災	1	3	1	5
沈没	2	1	1	4
浸水	0	3	1	4
漂流	0	1	4	5
その他	2	2	2	6
合計	106	68	125	299

貨物船の事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(3) 運航管理監査の実施状況

令和6年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者の船舶及び事業場に対して4,167件の運航管理監査を実施しました。

監査の結果、行政処分又は行政指導を行った件数は33件であり、うち13件については、行政処分を行いました。

運航管理監査の実施件数

(件)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
監査実施件数 (うち事故発生時等の監査実施件数(注①))	2,016 (77)	3,898 (73)	4,167 (91)

注①：事故発生時等に緊急に行われる監査を実施した件数

運航管理監査における行政処分等の件数

(件)

		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
行政処分	事業許可取消	1	0	0
	事業停止命令	1	0	0
	安全確保命令	7	12	12
	安全統括管理者・運航管理者解 任命令	0	0	1
行政指導		23	24	20

令和6年度の運航管理監査における行政処分等によって講じさせた
改善措置等の内訳（注②）

		安全確保 命令	行政指導
輸送の安全を確保する ための事業運営方針に 関するもの	安全方針、安全重点 施策に関するもの	0	0
	関係法令等の遵守に 関するもの	14	4
輸送の安全を確保する ための事業管理体制に 関するもの	組織体制等、事業者 管理体制に関するもの	22	34
	経営責任者の責務に 関するもの	10	10
輸送の安全を確保する ための事業管理方法に 関するもの	船舶の運航管理に 関するもの	35	18
	事故、災害等に係る 対応に関するもの	10	10
	安全教育、訓練に 関するもの	9	12
	その他	6	9
事業法の規定（上記安全管理規程以外）に 関するもの		0	3
合計		106	100

注②：行政処分等を行う場合は、1件の行政処分等につき、複数の改善措置を事業者
に講じさせる場合もあることから、行政処分等の件数と処分等によって講じさせた
改善措置等の内訳の合計値は一致しない。

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保
するため、全国62箇所の地方運輸局等に配置されている運航労務監理官が、通常時から定
期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関す
る報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して運航管理監査
を実施しています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と
称する運航管理監査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無の確認等を行
い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導
など再発防止に努めています。

2 安全確保命令等に係る事項

令和6年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた旅客船を運航する11事業者及び貨物船を運航する1事業者に対して、海上運送法第19条第2項又は内航海運業法第20条第1項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。

また、旅客船を運航する事業者のうち1者（事案7）に対しては、安全統括管理者及び運航管理者の解任命令を行いました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 海上タクシーが船舶検査証書に定められている最大搭載人員を超えて旅客を搭載し、運航していた事案

事業者： 株式会社高松海上タクシー（人の運送をする内航不定期航路事業）

発出年月日： 令和6年6月14日

所管局： 四国運輸局

【概要】

令和6年4月25日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が運航する「空海Ⅱ」（17トン）が、「香川県庄内半島～東かがわ市沖の海域」において、同年3月18日を含む計4回、船舶検査証書に定められている最大搭載人員（旅客10人）を超える数の旅客を乗せて運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第3条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第10条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第11条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 船長は、安全管理規程第18条に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。
5. 乗員（船長）は、安全管理規程第27条第2項に基づき、乗船旅客数を把握し、旅客定員を超えていないことを確認すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設チェック表により陸上施設の点検を実施し記録すること。
7. 経営代表者は、安全管理規程第53条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態

勢全般にわたり内部監査を行うこと。

8. 経営代表者は、安全管理規程第54条に基づき、安全管理規程の事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更を行い、届け出ること。
9. 船長は、船舶安全法第18条に基づき、最大搭載人員を超えて旅客その他の者を搭載しないこと。

事案 2 貨物船の運航計画を作成・改定する際、船員の過労防止に必要な措置を講じていなかった事案

事業者 : 井本商運株式会社（内航海運業）
発出年月日 : 令和 6 年 6 月 1 4 日
所管局 : 神戸運輸監理部

【概要】

令和 6 年 1 月 1 5 日、内航海運業法に基づく監査を実施したところ、定期用船契約により運航する貨物船「たかとり」（4 9 9 トン）、「みさき」（7 4 9 トン）の 2 隻において複数の船員の労働時間が複数回にわたり船員法の定める限度を超過していた要因として、運航計画を作成・改定する際に、船舶所有者からの意見を十分に反映しておらず、船員の過労を防止するために必要な措置を講じていなかったことを確認した。

【命令内容】

1. 内航海運業法第 1 2 条に基づき、本船の船舶所有者から意見聴取を行い、その意見を十分に考慮した上で、本船船員の労働時間が法令で定められた上限を超過しないことが確実となるよう運航計画を作成し、労働時間の限度の超過を解消すること。
2. 運航計画の作成にあたっては、十分な時間的余裕を確保した上で、船舶所有者に対し、書面やメール等により船員の労働時間の確認及び意見聴取を行い、船舶所有者からの回答についても書面やメール等、後から確認できるよう記録を残すこと。

事案 3 旅客船が基準経路から逸脱し、防波堤に衝突した事故

事業者 : 京浜フェリーボート株式会社（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 8 月 8 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 6 年 1 月 25 日、旅客船「SANTA BARCA」（18 トン）が、「横浜港内遊覧航路」において、乗客 11 名及び乗組員 2 名を乗せて横浜港北水堤付近を航行中、防波堤に衝突し、乗客 8 名及び乗組員 2 名が負傷した。同年 2 月 21 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航基準図に記載された基準経路を遵守していなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 28 条及び運航基準第 4 条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置等について確実に記録すること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 29 条に基づき、海の安全情報など官公庁の発する運航に関する情報について、当該区域を航行する船長に連絡すること。
6. 船長は、安全管理規程第 30 条に基づき、出入港時及び事故処理基準に定める事故発生時に、運航管理者への連絡を確実に実施すること。
7. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 31 条及び運航基準第 6 条に基づき、緊急の場合を除き運航基準図に定める基準経路の航行を確実に行うこと。
8. 安全統括管理者は、安全管理規程第 37 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査を実施し、検査結果を記録する体制を構築すること。
9. 船長は、安全管理規程第 42 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置について運航管理者及び海上保安官署等へ連絡すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 49 条に基づき、用船をふくめ運航に携わる全ての職員及び乗組員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項に

ついて周知徹底を図るため、理解しやすい具体的な安全教育を定期的
に実施し、その概要を記録簿に記録すること。

11. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、用
船をふくめ情報伝達訓練を含む全社的体制の事故処理を想定した訓練
を計画し、年1回以上実施するとともに、その概要を記録簿に記録する
こと。

事案 4 旅客船の配乗計画作成に際して、船員が適切な海技資格を保有しているか等について確認を怠った事案

事業者 : 関門汽船株式会社（旅客不定期航路事業・人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 8 月 9 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 6 年 5 月 22 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「HANARIA」（238 トン）が、「関門海峡及び響灘周遊航路」及び「関門海峡及び洞海湾周遊航路」並びに人の運送をする内航不定期航路において、同年 3 月から 4 月にかけて、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく乗組み基準に適合する船舶職員を乗り組ませないまま 14 航海の運航をしていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者（関門汽船株式会社）は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 18 条に基づき、乗組み基準に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、適切な海技免状有資格を受有する海技士を乗り組ませること。
2. 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、自らの責務を再認識し、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括するとともに、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 22 条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 41 条に基づき、陸上施設点検簿に基づいた点検を実施し、結果を記録すること。
7. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 2 の 3 及び安全管理規程第 56 条に基づき、輸送の安全に関する情報（安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者に係る情報）について、適時、外部に対して公表すること。

事案 5 旅客船の配船計画を作成するに際して、船舶安全法に基づく受検期間内に定期検査を受検していない船舶を運航させていた事案

事業者 : 有限会社カネ秀カネシウ（人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 8 月 2 0 日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和 6 年 7 月 1 8 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「R X A」（5 トン未満）が、「小樽海岸クルーズ航路」及び「小樽港内クルーズ航路（運河 A コース、港内コース）」において、船舶安全法に基づく定期検査の受検期間内に検査を受検せず、船舶検査証の有効期限が切れた状態で運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 事業者は、船舶安全法第 1 8 条に基づき、有効な船舶検査証を受有した上で船舶を運航すること。
2. 経営代表者は、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、事業所全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 2 1 条に基づき、配船計画を作成するときは、使用船舶の安全性を検討し、有効な船舶検査証を受有していない船舶を運航しないこと。

事案 6 旅客船が基準経路から逸脱し、岩礁に乗り揚げた事故について、船舶の航海の安全を確保するために必要な員数の海員が乗り組んでいなかった事案

事業者 : 座間味村（人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 8 月 2 7 日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和 6 年 5 月 1 3 日、旅客船「みつしま」（17 トン）が、「阿嘉港～阿波連港航路」において、乗客 5 名及び乗組員 1 名を乗せて座間味村阿波連港沖合付近を航行中、基準経路から逸脱し、岩礁に乗り揚げた。乗客等に怪我は無かった。同年 5 月 1 7 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、船員法に基づき船舶の航海の安全を確保するために必要な員数の海員を乗り組ませていなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船員法第 70 条に基づき、船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませること。
2. 村長は、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、役場全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船員法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を船舶・観光課内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。また、船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、安全管理規程の内容に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規程の変更を発議し、村長は、船舶・観光課の責任者の意見を参考として、規程の変更を決定すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 23 条に基づき、配乗計画の作成にあたって安全性の検討を行い、法定乗組員を適正に確保したうえで運航を行うこと。
7. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 29 条及び運航基準第 4 条の 2 に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について航海日誌に記録すること。
8. 船長は、安全管理規程第 31 条、運航基準第 11 条及び第 12 条に基づき、基準経路上の定められた地点に達したとき及び入港 5 分前となったときに、運航管理者に通常連絡及び入港連絡を行うこと。
9. 船長は、安全管理規程第 32 条及び運航基準第 7 条に基づき、緊急の場合を除き運航基準図に定める基準経路の航行を確実にすること。

10. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第37条、作業基準第17条及び第18条に基づき、遵守事項を乗船待ちの旅客に対して掲示等により周知するとともに、旅客が乗船している間、適宜の時間に放送等により周知すること。
11. 安全統括管理者は、安全管理規程第38条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
12. 船長は、安全管理規程第43条及び事故処理基準第4条に基づき、事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。
13. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第50条及び地震防災対策基準第18条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項及び地震防災に関して、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施すること。
14. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上、事故処理に関する訓練を計画し実施すること。
15. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を実施すること。
16. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第55条、運航基準第8条及び事故処理基準第4条に基づき、船舶に安全管理規程（運航基準図及び非常連絡表を含む）、医療機関連絡表及び操縦性能表を備え付けること。

事案 7 旅客船が浸水の事実を関係官署に報告せずに運航を継続したのみならず、その事実を組織的に隠蔽していた事案

事業者 : JR九州高速船株式会社（対外旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 9 月 1 7 日
所管局 : 海事局（国土交通省）

【概要】

令和 6 年 8 月 6 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「QUEEN BEETLE」（2,589 トン）が、「博多～釜山航路」において、同年 2 月 1 2 日に浸水が確認されていたにも関わらず、同年 5 月 3 0 日までの間、長期に渡り国土交通省への報告を怠り、運航を継続していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある場合及び船舶に固定して施設された警報センサーの位置を変更する場合においては、船舶安全法第 5 条に基づく臨時検査を受検した上で船舶を航行の用に供すること。
2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定するとともに、安全管理規程第 5 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 9 条に基づき、船舶の運航管理その他船舶による輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、海事法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船長と協力して、船舶の運航その他船舶による輸送の安全を確保すること。
5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 2 5 条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、協議により、運航休止の措置をとること。
6. 船長は、安全管理規程第 3 7 条に基づく発航前検査の結果、異常を発見した場合において、同規程第 6 6 条に基づき、事実を記録し、適切に管理すること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 3 7 条に基づき、船長より発航前検査で異常のある箇所を発見したことについて報告を受けたときは、直ちに運航課に対し、当該情報を通報し、修復整備を求めること。
8. 船長は、安全管理規程第 4 8 条に基づき、自船に事故その他異常事態が発生したときは、事故等の拡大防止のための措置を講じること。また、社長及び安全統括管理者は、同規程第 5 0 条に基づき、事故等の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講ずること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第 5 1 条に基づき、事故等の発生を知ったときは、速やかに国土交通省及び海上保安庁にその概要及び事故等の処

理の状況を報告すること。

上記の輸送の安全の確保に関する命令に加え、同社の安全統括管理者及び運航管理者については、その職務を怠っており、引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるものとして、海上運送法第10条の3第7項の規定に基づき、解任を命じた。

事案 8 旅客船が臨時検査を受検せず、船舶の航海の安全を確保するために必要な員数の海員を乗り組ませることもなく運航していた事案

事業者 : 有限会社郵正丸（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 0 月 1 6 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 6 年 7 月 3 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「ゆうしょう」（57 トン）が「馬渡島～呼子航路」において、同年 6 月 12 日に船体の亀裂を確認し、仮修理を行ったにもかかわらず、船舶安全法に基づく臨時検査を未受検のまま運航していたこと及び船員法に基づき船舶の航海の安全を確保するために必要な員数の海員を乗り組ませていなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶の堪航性又は人の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある船体等の損傷や衰耗により、船舶の修理を行うときは、運航の用に供する前に船舶安全法第 5 条に基づき、臨時検査を受検すること。
2. 船舶所有者は、船員法第 70 条に基づき、航海当直その他の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませること。
3. 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 22 条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、航海当直に必要な員数の海員が適正に確保されているか等について、その安全性を検討すること。
7. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 23 条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、協議により、運航休止等の運航計画の臨時変更の措置をとること。
8. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 28 条及び運航基準第 4 条の 2 に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について記録すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第 41 条に基づき、陸上施設点検簿に基づいた点検を実施し、結果を記録すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、運航管理員等に対し、安全管理規程、船舶安全法及び船員法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施するとともに、運航管理者

- は、同規程第 5 3 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
11. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 2 条に基づき、年 1 回以上、事故を想定した事故処理に関する訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第 5 3 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
 12. 内部監査を行う者は、安全管理規程第 5 4 条に基づき、内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録すること。
 13. 安全統括管理者は、海上運送法第 1 9 条の 2 の 3 及び安全管理規程第 5 6 条に基づき、輸送の安全に関する情報（安全方針、安全重点施策、安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者に係る情報等）について、適時、外部に対して公表すること。

事案 9 他船と衝突事故を起こした旅客船が、乗客に救命胴衣を着用させていなかった事案

事業者 : 望月 孝夫（人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 0 月 3 0 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 6 年 7 月 7 日、旅客船「ふじみ」（18 トン）が、「E. デラックスコース航路」において、乗客 4 名及び乗組員 1 名を乗せて河口湖大橋周辺水域を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、同水域を航行していたバス釣りボートと衝突し、乗客 3 名が負傷した。同年 7 月 9 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、事故当時、乗客に救命胴衣を着用させていなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、旅客に対する救命胴衣着用の徹底をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、救命胴衣着用の徹底をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 船長は、安全管理規程第 29 条に基づき、運航管理者への連絡を徹底すること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 30 条及び第 53 条に基づき、安全管理規程及び届出航路に係る運航基準図について、船舶に備置すること。
6. 船長は、安全管理規程第 34 条に基づき、チェックリストに基づいて発航前点検を実施し、その結果を記録すること。
7. 船長は、安全管理規程第 36 条及び作業基準第 13 条に基づき、救命胴衣の着用義務について、旅客に対して十分な周知を行い、船内における旅客の遵守事項の掲示を行うこと。
8. 船長は、安全管理規程第 36 条及び作業基準第 14 条第 1 項に基づき、暴露甲板上の旅客に対して救命胴衣の着用を徹底させること。
9. 安全統括管理者は、安全管理規程第 37 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査を実施し、検査結果を記録する体制を構築すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 49 条に基づき、乗組員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について周知徹底を図るため、理解しやすい具

- 体的な安全教育を定期的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。
11. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、情報伝達訓練を含む全社的体制の事故処理を想定した訓練を計画し、年1回以上実施するとともに、その概要を記録簿に記録すること。
 12. 船長は、運航基準第7条第2項に基づき、速力基準表を船舶に掲示すること。

事案 10 旅客船において、船舶の運航に必要な法定職員が乗船していない状態で運航していた事案

事業者 : 盛運汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 10 月 30 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 6 年 9 月 5 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「ゆきかぜ」（55 トン）が「日振～宇和島航路」において、有効な海技免状を受有していない者を一等機関士として乗り組ませていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船員法第 70 条に基づき、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませること。
2. 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 18 条に基づき、乗組み基準に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、適切な海技免状有資格を受有する海技士を乗り組ませること。
3. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめとする関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 15 条に基づき、船員法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 16 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 20 条に基づき、船舶課が作成した配乗計画の同意にあたっては、安全性の検討として、法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員について、有効な海技免状等の必要な資格の受有状況の確認も含め、適正に確保されているか継続的な確認を行うこと。

事案 1 1 旅客船が船舶安全法に基づく臨時検査を受検せずに運航していた事案

事業者 : 近江トラベル株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 2 月 1 3 日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和 6 年 8 月 2 3 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「第八観光丸」（15.03 トン）が「川崎（敦賀）～水島航路」において、同年 8 月 1 1 日に船体の亀裂及び当該亀裂からの浸水が生じていたにもかかわらず、同月 1 9 日までの間、船舶安全法に基づく臨時検査を未受検のまま運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者（近江トラベル株式会社）は、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合又は船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある修理を行う場合において、船舶安全法第 5 条に基づく検査を受検し、合格した船舶を航行の用に供すること。
2. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守並びに安全最優先の原則の徹底に関し、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶安全法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 9 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程を遵守してその実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 船長及び運航管理者は、安全管理規程第 2 5 条に基づき、船舶の状況が運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合において、船舶安全法第 5 条等の規定に基づき修復整備の措置を講ずるまでの間は、協議により、運航休止又は配船計画の臨時変更の措置をとること。
6. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 3 0 条に基づき、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。
7. 船長は、安全管理規程第 4 1 条に基づき、船舶の船体等の点検中、運航に支障を及ぼすおそれがある異常を発見したときは、船舶安全法第 5 条等を遵守のうえ修復整備の措置を講ずること。
8. 船長は、安全管理規程第 4 4 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故拡大の防止のための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を海上保安官署等に連絡すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第 4 5 条に基づき、事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとること。
10. 経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理規程第 4 6 条に基づき、事故の発生を知ったときは、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応

措置を講ずること。

11. 運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。

事案 12 R I B ボートにおいて、船舶の運航に必要な法定職員が乗船していないまま運航していた事案

事業者 : ジョイボート淡路島株式会社（人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 2 月 2 4 日
所管局 : 神戸運輸監理部

【概要】

令和 6 年 1 0 月 2 4 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同年 7 月から 9 月までの間、R I B ボート「海人 1」（3. 1 トン）を船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の乗船基準を満たさない状態で運航していたこと等を確認した。

※ R I B ボート（リジットハル・インフレータブル・ボート）… F R P による船体にハイク素材の浮力体であるチューブを接合したボート

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 2 3 条の 3 5 に基づき、乗船基準に従った操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 2 2 条に基づき、配乗計画を作成する際に、法定職員を適正に確保すること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 4 9 条に基づき、乗組員等に対し、関係法令等について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図ること。

3 行政指導に係る事項

令和6年度は、事故等を起こした18事業者（20事案）に対して、輸送の安全確保に向け、再発防止のための指導文書を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案 1 視界不良により橋脚に衝突した旅客船が、安全教育及び事故処理訓練を定期的の実施していなかった事案

事業者 : 四万十共生事業株式会社（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年4月26日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和6年4月3日、旅客船「勝七」（9.7トン）が、「四万十川（三里）周遊 三里～今成橋～三里航路」において、乗客36名及び乗組員1名を乗せて四万十市の三里沈下橋付近を航行中、視界不良により三里沈下橋の橋脚に衝突し、乗客9名が負傷した。同年4月4日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、安全教育及び事故処理訓練を定期的の実施していなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第10条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第11条に基づき、湿度の状況により、客室の窓が曇り、視界不良になることに対して具体的な視界確保のための対策を行うなど、船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員及び陸上連絡員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、周知徹底をはかること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第50条に基づき、事故処理に関する実践的な訓練を年1回以上実施すること。
5. 経営代表者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状態並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うこと。
6. 経営代表者は、安全管理規程第53条に基づき、規程の内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更を決定し、四国運輸局へ届け出ること。

事案2 浅瀬に乗り揚げ航行不能となった旅客船が、海上保安官署への事故報告等を行っていなかった事案

事業者 : 青海島観光汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年6月3日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和5年7月30日、旅客船「えんじえる」（8.5トン）が、「青海島観光航路」において、乗客14名及び乗組員1名を乗せて山口県長門市青海島の島見門付近を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、浅瀬に乗り揚げ航行不能となった。乗客等に怪我は無かった。同年8月31日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、事故後に海上保安官署への事故報告を行っていなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内内部に徹底させるとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第44条及び第48条並びに事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。報告にあたっては、事故の状況について判明したものから逐次報告すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第50条及び地震防災対策基準第18条に基づき、貴社単独で又は関係機関もしくは関係事業者と共同して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施すること。また、同規程第53条に基づき、安全教育を実施した場合及び船長から操練の実施報告を受けた場合は、その概要を記録簿に記録すること。
5. 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

事案3 岸壁への接触事故を起こした旅客船について、事故時の連絡体制に不備があった事案

事業者 : 富山県（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年7月11日
所管局 : 北陸信越運輸局

【概要】

令和6年3月25日、旅客船「海竜」（44トン）が、「越の潟～堀岡航路」において、乗客1名及び乗組員2名を乗せて堀岡発着場付近を航行中、岸壁に接触し、乗客1名及び乗組員1名が負傷した。同年4月10日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、事故時の連絡体制に不備があったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 海上運送法第11条の2第1項に基づき、北陸信越運輸局長へ届出した船舶運航計画に変更が必要な場合は、あらかじめ変更の届出を行うこと。
2. 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 船長は、自船に事故が発生したときは、安全管理規程第44条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の状況等をすみやかに運航管理者に連絡するとともに、初動時は「118」により海上保安官署等へ連絡すること。運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、安全管理規程第45条及び50条に基づき、安全統括管理者へ速報するとともに、すみやかに海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その概要を記録簿に記録すること。
7. 経営トップは、安全管理規程第55条に基づき、内部監査の重要性を組織内に周知徹底するとともに、年1回以上内部監査を実施できるよう支援を行うこと。内部監査を行う者は、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行い、その内容を記録すること。

事案 4 航行中にエンジンから出火し航行不能となったフェリーについて、アルコール検査の一部未実施等があった事案

事業者 : 十島村（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 7 月 1 1 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 5 年 1 2 月 2 9 日、旅客船「フェリーとしま 2」（1, 9 5 3 トン）が、「鹿児島～十島～名瀬航路」において、乗客 1 1 名及び乗組員 1 8 名を乗せて鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島の南西沖を航行中、左舷エンジンから出火し、航行不能となった。乗客等に怪我は無かった。令和 6 年 1 月 1 2 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、アルコール検査の一部未実施や陸上施設点検簿に基づいた点検等が実施されていなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 1 9 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 4 0 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を確実に構築すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 4 3 条に基づき、陸上施設点検簿に基づいた点検を実施し、結果を記録すること。
5. 内部監査を行う者は、安全管理規程第 5 6 条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

事案 5 浅瀬に乗り揚げた旅客船について、事故時の連絡体制に不備があった事案

事業者 : 東鉄商事株式会社（旅客不定期航路事業）
※令和 7 年 4 月 1 日、「東鉄アシスト株式会社」に社名変更
発出年月日 : 令和 6 年 8 月 1 日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和 6 年 3 月 11 日、旅客船「はくちょう 5」（13 トン）が、「恵那峡港発着不定期航路」において、乗客 45 名及び乗組員 1 名を乗せて恵那峡の名無し岩対岸砂浜付近を航行中、突風及び僚船からの引き波の影響により、浅瀬に乗り揚げた航行不能となった。乗客等に怪我は無かった。同年 4 月 18 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、事故時の連絡体制に不備があったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。運航船舶が安全に退避することが可能な場所を明確にし、無線を使用した位置情報の共有を徹底するなどの具体的な対策を講じて、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、事故処理基準に定める事故の発生を知ったときは、その内容にかかわらず、速やかに関係運輸局及び警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。

事案 6 基準経路から逸脱し他船と衝突した旅客船について、航路に係る事業計画変更認可の取組が取られていなかった等の事案

事業者 : 株式会社ケーエムシーコーポレーション（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 8 月 1 6 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 6 年 4 月 1 3 日、旅客船「LE GRAND BLEU」（16 トン）が「横浜港内航路」において、乗客 2 名及び乗組員 3 名を乗せて神奈川県横浜市中区新港ふ頭ハンマーヘッド岸壁沖を航行中、基準経路から逸脱し、同水域を航行していた屋形船と衝突して乗組員 1 名が負傷した。同年 4 月 2 6 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、基準経路逸脱のほか、航路に係る事業計画の変更認可取組が取られていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 海上運送法第 2 1 条の 5 において準用する同法第 1 1 条第 1 項に基づき、事業計画（航路）を変更しようとするときは、関東運輸局長の認可を受けること。
2. 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 2 1 条に基づき、運航計画を作成するに際しては、自らの責任において、その安全性について十分検討すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 3 1 条、運航基準第 6 条及び第 7 条に定めるところにより、運航基準図に記載された基準経路を遵守して、その船舶を運航すること。

事案 7 岸壁に接触した旅客船について、適切な手順により離岸作業を行って
いなかった等の事案

事業者 : 丸文松島汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 9 月 9 日
所管局 : 東北運輸局

【概要】

令和 6 年 7 月 3 日、旅客船「はやぶさ」（19 トン）が、「塩釜～松島航路」において、乗客 33 名及び乗組員 1 名を乗せて松島町の松島棧橋を出港する際、離岸作業を誤り、岸壁に接触した。乗客 5 名が負傷した。同年 7 月 5 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、適切な手順により離岸作業を行っていなかったことその他、安全教育に係る記録が一部なされていなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
3. 船長及び運航管理補助者は、安全管理規程第 34 条及び作業基準第 5 条に基づき、適切な手順により離岸作業を行うこと。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき安全教育を実施したときは、同規程第 54 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

事案 8 航行中にプロペラに浮遊物を巻き込み、浸水した旅客船について、安全教育及び事故処理に関する訓練に係る記録がなされていなかった事案

事業者 : 宿輪 良雄（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 9 月 1 2 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 5 年 1 0 月 2 3 日、旅客船「五島（3 号）」（9.7 トン）が、「奈留五島一円航路」において、乗客 1 5 名及び乗組員 1 名を乗せて長崎県五島市奈留島泊の小島沖を航行中、プロペラに浮遊物を巻き込み航行不能となった後、船底及び客室内に浸水した。乗客等に怪我は無かった。同年 1 0 月 3 0 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、安全教育及び事故処理に関する訓練に係る記録がなされていなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 4 0 条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日 1 回以上、各港の係留施設等の点検を実施すること。
4. 運航管理者は、安全教育及び事故処理に関する訓練を行ったときは、安全管理規程第 5 1 条に基づき、その概要を記録すること。

事案 9 乗組員の誤操作により漂流した旅客船について、運航再開前に必要な再発防止の措置が未実施であった事案

事業者 : 東海汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 9 月 25 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 6 年 7 月 24 日、旅客船「セブンアイランド愛」（279.56 トン）が、「東京～大島～神津島航路」において、乗客 116 名及び乗組員 5 名を乗せて東京港竹芝桟橋から式根島へ向け航行中、油圧システムのトラブルが発生した際に乗組員による機関操作が適切に行われず、航行不能となり、漂流した。乗客等に怪我は無かった。同年 7 月 25 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航再開前に必要な再発防止の措置が未実施であったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第 4 条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底及び重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、安全管理規程の内容に変更が生じたときは船長の意見を十分に聴取し、遅滞なく規程の変更を発議すること。
5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 29 条及び運航基準第 5 条の 2 に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置等について確実に記録すること。
6. 経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理規程第 45 条に基づき、事故処理（原因究明及び再発防止策の策定までを含む一連の措置）に際しては、事故の原因の究明を最優先に実施して現場におけるリスクを明確にし、運航再開前に必要な再発防止の措置を講ずること。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、運航に携わる全ての職員及び乗組員に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図ること。

事案 10 消波ブロックに乗り揚げた旅客船を運航していた事業者について、
輸送の安全にかかわる情報の公表内容に不備があった事案

事業者 : 川崎近海汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 9 月 2 6 日
所管局 : 東北運輸局

【概要】

令和 6 年 7 月 2 日、旅客船「シルバーブリーズ」（8,901 トン）が、「八戸～苫小牧航路」において、乗客 119 名及び乗組員 21 名を乗せて苫小牧港へ入港する際、苫小牧港西防波堤付近の消波ブロックに乗り揚げた。乗客等に怪我は無かった。同年 7 月 12 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、輸送の安全にかかわる情報の公表内容に不備があったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 2 の 3 及び安全管理規程第 57 条に基づき、輸送の安全にかかわる情報（安全統括管理者・運航管理者に係る情報、輸送の安全に関する重点施策の達成状況）について、適時、外部に対して公表すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。

事案 1 1 水上バイクと衝突して沈没した旅客船について、発航前点検の実施結果の記録がなされていなかった等の事案

事業者 : 渡辺 直彦（人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 0 月 1 6 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 6 年 7 月 2 7 日、旅客船「V i r a I」（5 トン未満）が、「河口湖内における船舶の運航航路」において、乗客 3 名及び乗組員 1 名を乗せて河口湖町長浜地区付近を航行中、水上バイクと衝突した後、浸水し、沈没した。乗客 3 名及び乗組員 1 名が負傷した。同年 7 月 3 1 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、発航前点検の実施結果の記録がなされていなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 海上運送法第 2 0 条第 2 項に基づき、届出をした事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の 3 0 日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出ること。
2. 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 安全統括管理者又は運航管理者は、安全管理規程第 2 0 条に基づき、事業者内組織又は使用船舶の変更等、この規程に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議すること。
5. 船長は、安全管理規程第 3 4 条に基づき、発航前に船舶が航海に支障がないか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検し、その結果を記録すること。
6. 安全統括管理者は、安全管理規程第 3 7 条に基づき、アルコール検知器を用いた検査体制を構築するとともに、その検査結果を記録し、1 年間保存すること。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 4 9 条及び第 5 1 条に基づき、乗組員、安全管理に従事する者に対して、県が条例で定める関係法令その他輸送の安全確保に必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、実施後はその概要を記録すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 0 条及び第 5 1 条に基づき、年 1 回以上、関係者とともに事故処理に関する訓練を実施し、実施後はその概要を記録すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 3 条に基づき、安全管理規程を船舶、事業所その他必要と認められる場所に備え置くこと。

事案 1 2 棧橋に衝突した旅客船について、着岸時の旅客の転倒防止措置が不十分であったこと等の事案

事業者 : 斎島汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 0 月 3 1 日
所管局 : 中国運輸局

【概要】

令和 6 年 5 月 2 日、旅客船「みかど」（19 トン）が、「三角～久比航路」において、乗客 5 名及び乗組員 2 名を乗せて広島県呉市豊町久比港内を航行中、乗組員が着岸時の操作を誤り、棧橋に衝突した。乗客 3 名が負傷した。同年 5 月 1 5 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、着岸時の旅客の転倒防止措置が不十分であった他、運航管理者に対して必要な情報が未伝達であり、事故等の連絡体制にも不備があったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、海上運送法第 1 9 条の 2 の 3 及び安全管理規程第 5 7 条に基づき、「輸送の安全に関する基本的な方針」、「輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況」及び「安全管理規程」のみならず、「安全統括管理者に係る情報」及び「運航管理者に係る情報」についても、インターネットの利用その他の適切な方法により外部に対して公表すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、経営トップへ報告した安全マネジメント態勢の実施状況等について、適切に記録すること。また、関係法令の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
4. 船長は、安全管理規程第 3 0 条に基づき、出入港時や事故処理基準に定める事故が発生したとき等の場合には、同基準第 4 条に基づき、必ず運航管理者に連絡すること。
5. 乗組員は、安全管理規程第 3 4 条及び作業基準第 1 1 条に基づき、着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、船内放送等の方法により、旅客へ着席や手すりへの握まりを指示すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 3 8 条及び作業基準第 1 8 条に基づき、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示すること。
7. 船長は、安全管理規程第 4 4 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。運航管理者は、安全管理規程第 4 9 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署に事故の概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。
8. 内部監査を行う者は、安全管理規程第 5 5 条に基づき、年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施すること。なお、内部監査の実施

及び安全マネジメント態勢の機能全般に関して見直しを行ったときは、その内容を適切に記録すること。

事案 1 3 貨物船の運航計画を作成・改定する際、船員の過労防止に必要な措置を講じていなかった事案

事業者 : ショクユタンカー株式会社（内航海運業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 1 月 1 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 6 年 2 月 1 6 日他、内航海運業法に基づく監査を実施したところ、貨物船「雅和丸」（4 9 8 トン）等 4 隻において複数の船員の労働時間が複数回にわたり船員法の定める限度を超過していた要因として、運航計画を作成・改定する際に、船舶所有者からの意見を十分に反映しておらず、船員の過労を防止するために必要な措置を講じていなかったことを確認した。

【指導内容】

1. 運航管理者は、内航海運業法第 1 2 条及び安全管理規程第 2 1 条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合、船舶所有者等を通じて、適切な乗組員の労働時間を考慮して、検討すること。また、運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の改訂の必要があるとして意見を受けた場合は、その意見を尊重すること。
2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、内航海運業法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、内航海運業法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

事案 1 4 灯台に衝突したフェリーについて、船長が甲板上の指揮をとるべき海域にあって、自ら船舶を指揮していなかった事案

事業者 : 小豆島フェリー株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 1 月 1 4 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 6 年 6 月 1 日、フェリー「第五おりいぶ丸」（1, 3 2 6 トン）が、「姫路～福田航路」において、乗客 1 8 4 名及び乗組員 6 名を乗せて姫路港飾磨東防波堤赤灯台付近を航行中、操舵機の電気系統の不具合が生じたことにより、同灯台に衝突した。乗客等に怪我は無かった。同年 6 月 1 8 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、船長が甲板上の指揮をとるべき海域にあって、自ら船舶を指揮していなかったことを確認した。

【指導内容】

1. 船長は、安全管理規程（運航基準第 1 0 条）に基づき、法令に定めるとき及び姫路港より飾磨航路灯浮標までの海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮すること。

事案 15 旅客船が岸壁に衝突した事故について、事業者が関係官署に事故報告を行っていなかった等の事案

事業者 : 東海汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 1 2 月 6 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 6 年 1 0 月 1 1 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、「熱海～大島航路」において、令和 5 年 9 月 4 日に旅客船「セブンアイランド大漁」（1 6 5 トン）が岸壁に衝突した事故について、運輸局及び海上保安官署へ報告していなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
3. 船長は、安全管理規程第 4 3 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに海上保安官署へ連絡すること。あわせて、自らが講じた措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。また、安全統括管理者は、安全管理規程第 4 5 条に基づき、運航管理者等からの連絡により事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより、速やかに経営トップへ報告し、必要な対応措置を講じること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 4 4 条、第 4 8 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署に事故の概要及び事故処理の状況を速報すること。

事案 16 救命胴衣未着用の乗組員が海中転落したフェリーについて、事業者が乗組員に関係法令の遵守を徹底していなかった事案

事業者 : 小豆島フェリー株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 1 月 16 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 6 年 12 月 5 日、フェリー「第二しようどしま丸」（986 トン）が、「高松～土庄航路」において、乗客 162 名及び乗組員 6 名を乗せて高松港を出港後まもなく、救命胴衣等の必要な保護具を着用せずに作業を行っていた乗組員が、海中に転落した。同年 12 月 12 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、経営トップ及び安全統括管理者が、乗組員に対し、船員法をはじめとする関係法令の遵守を徹底していなかったことを確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめとする関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船員法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

事案 17 他船に衝突した貨物船について、適切なアルコール検査体制を構築していなかった等の事案

事業者 : 鈴与海運株式会社（内航海運業）
発出年月日 : 令和 7 年 1 月 20 日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和 5 年 11 月 21 日、貨物船「太田川」（499 トン）が、静岡県静岡市の清水港沖を航行中、外国籍コンテナ船に衝突した。令和 6 年 7 月 17 日他、内航海運業法に基づく監査を実施したところ、適切なアルコール検査体制を構築していなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するため、安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底並びに重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
4. 安全統括管理者等は、安全管理規程第 35 条に基づき、アルコール検査要領に基づく検査及び記録が適切に行われているかの確認等を実施し、実効的なアルコール検査体制を構築すること。
5. 経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理規程第 42 条に基づき、事故処理（原因究明及び再発防止策の策定までを含む一連の措置）に際しては、事故の原因究明を最優先に実施して現場におけるリスクを明確にし、必要な再発防止策を含む対応措置を講ずること。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、自らの責務を再認識するとともに、安全管理規程第 47 条に基づき、乗組員、安全管理に従事する者等に対し、安全管理規程（アルコール検査要領に定める飲酒教育を含む。）、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図ること。

事案 18 RORO船の運航管理者が運航計画の作成に関与していなかった事案

事業者 : NX海運株式会社（人の運送をする貨物定期航路事業）
発出年月日 : 令和7年2月19日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和6年8月27日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、RORO船「ひまわり8」（10,626トン）等が運航する「北海道航路」ほか航路において、運航管理者が運航計画の作成に関与していなかったこと等を確認した。

※RORO船（ロールオン・ロールオフ船）…船のランプウェイから直接トラックやトレーラーシャーシを積み込む荷役方式で輸送する船舶。旅客定員12名以下。

【指導内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、自社の責任において、運航スケジュールや乗組員の労働時間等安全性の確保について検討した上で、運航計画及び配船計画を作成又は改定すること。
5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程28条に基づき、船舶及び事業所において、自社で定める運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果を記録し保存すること。

事案 19 作業手順に沿った着岸作業が実施されず、陸上作業員が負傷した旅客船において、作業基準未遵守の他、安全教育が未実施だった事案

事業者 : 宗像市（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 3 月 10 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 6 年 10 月 30 日、旅客船「しおかぜ」（87 トン）が、「大島～神湊～地島航路」において、乗客 31 名及び乗組員 4 名を乗せて福岡県宗像市神湊港に着岸中、作業基準の手順に沿った係留作業が行われなかったことにより、陸上作業員 1 名が負傷した。

同年 12 月 4 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、作業基準の未遵守の他、安全教育未実施等の事実を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 2 の 3 及び安全管理規程第 57 条に基づき、安全統括管理者及び運航管理者に係る情報等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
4. 船長は、安全管理規程第 35 条及び作業基準第 14 条に基づき、作業基準に定めるところにより、乗下船作業を実施すること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき、運航管理員や陸上作業員等に対し、安全管理規程（作業基準等を含む。）、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施するとともに、運航管理者は、同規程第 54 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 53 条に基づき、年 1 回以上、事故処理に関する実践的な訓練を実施すること。

事案 20 浅瀬に乗り揚げた旅客船について、運航の可否判断等を航海日誌等に記録していなかった等の事案

事業者 : 有限会社安栄観光（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 3 月 10 日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和 7 年 1 月 27 日、旅客船「ばいじま」（97 トン）が、「石垣港～大原港航路」において、乗客 132 名及び乗組員 3 名を乗せて石垣港から大原港へ向け航行中、機関が停止したことにより、正常な舵取りを行うことができず、強風に煽られ、浅瀬に乗り揚げた。乗客等に怪我は無かった。

同年 1 月 30 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航の可否判断等について航海日誌等に記録していなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
3. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 29 条及び運航基準第 4 条の 2 に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について航海日誌に記録すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 50 条及び地震防災対策基準第 18 条に基づき、乗組員等に対し地震防災に関して、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施すること。
5. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第 52 条に基づき、年 1 回以上、事故処理に関する訓練を計画し実施すること。